

第 24 号議案

平成23年度 久留米市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成23年度久留米市の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 107,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、 80,000千円と定める。

平成23年2月25日提出

福岡県久留米市長 檜 原 利 則

入 歳

母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 1 0 4, 6 4 8
	1 事業費	1 0 4, 6 4 8
2 公債費		4 0 0
	1 公債費	4 0 0
3 予備費		1, 9 5 2
	1 予備費	1, 9 5 2
歳 出 合 計		1 0 7, 0 0 0